

◆◆高額療養費制度 ・ 自己負担限度額 早見表◆◆

【平成30年8月診療分より適用】

適用区分 (標準報酬月額)	高額療養費の対象となる自己負担限度額			付加給付の対象となる 自己負担限度額
	70歳未満	70歳以上		
		外来 (個人ごと)	外来・入院の合計 (世帯ごと)	
83万円以上	$252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$ ≪ 多数該当・140,100円 ≫			50,000円
53万円～79万円	$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$ ≪ 多数該当・93,000円 ≫			
28万円～50万円	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ ≪ 多数該当・44,400円 ≫			25,000円
26万円以下	57,600円 ≪多数該当・44,400円≫	18,000円 ≪年間上限・144,000円≫	57,600円 ≪多数該当・44,400円≫	
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ≪多数該当・24,600円≫	8,000円	低所得Ⅱ・24,600円 低所得Ⅰ・15,000円	

≪多数該当≫
 同じ世帯で、直近12ヵ月間に高額療養費が支給された月数が
 3ヵ月以上(3回以上)になった場合の4ヵ月目(4回目)以降に適用

低所得Ⅱ・住民税非課税、年金収入80～160万円の被保険者とその被扶養者
 低所得Ⅰ・住民税非課税、年金収入80万円以下の被保険者とその被扶養者